共同研究収入	158,833
受託事業等収入	137,508
補助金等収入	724,678
補助金等の精算による返還金の支出	－43,292
寄附金収入	196,835
財産の賃貸等による収入	21,918
預り金の増加	20,512
その他の収入	64,313
小計	600,235
業務活動によるキャッシュ・フロー	600,235
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	－49,935
有価証券の償還による収入	49,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	－1,551,504
定期預金等の預入による支出	－1,380,000
定期預金等の払戻による収入	1,380,000
施設費による収入	1,797,524
小計	245,084
利息及び配当金の受取額	2,086
投資活動によるキャッシュ・フロー	247,171
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	91,400
ファイナンス・リース債務の償還による支出	－87,359
小計	4,040
利息の支払額	－8,029
財務活動によるキャッシュ・フロー	－3,988
Ⅳ　資金に係る換算差額	―
Ⅴ　資金増加額	843,418
Ⅵ　資金期首残高	2,614,401
Ⅶ　資金期末残高	3,457,819

（注１）　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	3,457,819
期末資金残高	3,457,819

（注２）　重要な非資金取引（現物出資の受入等による資産の取得）

寄附受による資産の増加	24,881

（注３）　預り金の受入及び払出についてはこれらを相殺し、純額表示しております。

（注４）　科学研究費助成事業等預り金の受入及び払出については預り金に含めて計上しております。

利益の処分に関する書類（案）

国立大学法人　滋賀大学　　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			237,159,166
当期総利益	237,159,166		
Ⅱ　利益処分額			
積立金	80,294,796		
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究の向上及び組織運営改善積立金	156,864,370	156,864,370	237,159,166

注　記　事　項

（重要な会計方針）

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～60年
構築物	２～52年
工具器具備品	２～15年
船舶	２～５年
車両運搬具	２～８年

なお、国から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。